

平成 28 年度における検討方針・課題（案）

1. 検討の進め方

（1）検討対象に係る考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、例年どおり、民間事業者等を対象に広く提案募集を行うこととし、上記の考え方に照らし、必要に応じて詳細な検討を実施する。

また、発注側である国及び独立行政法人等並びに地方公共団体に対する以下の調査結果を踏まえ、契約類型の追加、見直し等に係る検討を行うものとする。

- 国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の契約締結実績の調査と併せて契約類型の追加・見直し、運用等に関する提案・意見・要望等の調査
- 平成 27 年に実施し、28 年度も引き続き実施する予定の「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において地方公共団体における先進的な環境配慮契約、環境配慮契約に関する意見・要望等の調査結果

（3）検討の進め方

本年度までと同様に、環境配慮契約法基本方針及び解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした学識経験者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、国

及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等を踏まえ、運用方法の改善、基本方針等の改定内容等について検討を行うものとする。

また、検討に当たっては、上記（２）の提案募集結果や従前の検討経緯等を踏まえることとし、必要に応じ、検討会の下に契約類型または検討課題に対応した専門委員会を設置し、追加または修正等に関する詳細な検討を実施するとともに、検討結果をとりまとめ、検討会に報告するものとする。

2. 検討事項等

2015年11月30日からフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減の新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択された。

我が国においては、パリ協定を踏まえ、平成27年12月22日に地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」が決定されたところである。同取組方針においては、「日本の約束草案」に示された2030年度削減目標の達成に向けて、①地球温暖化対策計画の策定、②政府実行計画の策定、及び③国民運動の強化が、国内対策の取組方針として掲げられている。特に、政府実行計画は、「地球温暖化対策計画に則して、先導的な対策を盛り込んだ政府実行計画を策定し、率先して取組を実施する」こととされており、環境配慮契約法も政府実行計画の実施の効果的な推進に資するため、可能な限り、温室効果ガス排出削減に寄与する必要がある。

このため、平成28年度においては、以下の検討を実施することとするが、今後策定される地球温暖化対策計画及び政府実行計画を踏まえ、必要となる基本方針の改定を含め、適切に対応するものとする。

（１）電気の供給を受ける契約に関する検討

平成28年4月から実施される電力の小売全面自由化に伴い、環境配慮契約法の電気の供給を受ける契約の考え方に影響があるものと考えられ、環境配慮契約（裾切り方式）の運用に当たり、当面検討すべき課題として、

- 地域ごとの裾切りの設定、原則複数の事業者の参入の考え方に関する整理・検討
- 小売電気事業者の増加に伴う参入要件の考え方に関する整理・検討が必要と考えられる。

基本方針解説資料においては、電力の契約に関する契約方式の基本的な考え方として、「当該地域の実情を勘案しつつ、安定供給の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに裾切りを設定」すること、「公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切りの設定に当たっては原則複数の電気事業者の参入が可能であることを確保」することとされている。

これまで、一般電気事業者の供給地域ごとに裾切り基準を検討の上、設定することが前提であったが、電力の小売全面自由化に伴い、小売電気事業者は全需要家に自由に電気を供給可能となることから、従来の「供給区域」という考え方が希薄となる可能性がある。このため、従来の供給区域ごとに裾切りを設定する考え方の妥当性、裾切りに使用する要素（必須項目、加点項目）等について検討が必要と考えられる。

また、小売電気事業者の市場への参入増加が見込まれることから、公正な競争の確保を前提に、国及び独立行政法人等の機関が経済性に留意しつつ、温室効果ガス排出削減の観点から、二酸化炭素排出係数の低い電気事業者と契約を締結するため、入札参加資格を付与するための要件や評価方法について整理・検討が必要と考えられる。

さらに、平成 27 年 7 月に「電気事業における低炭素社会実行計画¹」が策定され、2030 年度に使用端の排出係数の目標として 0.37kg-CO₂/kWh 程度を目指すことが掲げられている。低炭素社会実行計画に示された排出係数に係る目標の達成に向けた取組を促進する観点から、国及び独立行政法人等が調達する電気についても、より二酸化炭素排出係数の低い電気とするため、中長期的な視点を含め、環境配慮契約の寄与のあり方・方向性に関する検討が必要と考えられる。

以上のように、平成 28 年度は、電力システム改革に伴うこれらの検討事項等を踏まえ、また、我が国の約束草案の達成に向けて、電気の供給を受ける契約に係る基本的考え方を整理するとともに、基本方針等の改定の必要性及び改正する場合の内容について電力専門委員会を設置し、検討を実施するものとする。

（２）環境配慮契約の実施状況等の調査

基本方針に定められた 6 つの契約類型について、国及び独立行政法人等における平成 27 年度の環境配慮契約の締結実績等の取組状況把握・整理を行い、その結果の分析及び課題抽出等を実施する。また、契約締結実績調査による評価と課題について契約類型ごとにとりまとめ、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の一層の推進を図るものとする。

なお、以下は、平成 27 年度の契約締結実績調査における調査内容の追加・修正等を行う予定の契約類型及び調査項目等である。

① 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約に関する契約締結実績調査においては、平成 28 年度における検討に資するため、これまでの調査内容に加え、新たに各機関が裾切り方式において評価に使用した要素（必須項目、加点項目）について調査を実施する。

また、契約締結実績調査と並行して、これまで電力供給の自由化の対象となっていなかった「50kW 未満の契約」について、国及び独立行政法人等の契約の実態に

¹ 電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社により策定（参加事業者は計画策定時点）

ついて把握するとともに、現実的に取組可能な環境配慮契約の内容（契約方法、運用等）に関する検討を実施するものとする。

② 自動車の購入等に係る契約

自動車の購入等に係る契約のうち、購入に係る契約については、極めて高い割合で環境配慮契約（総合評価落札方式）による調達が実施されているところである。

一方、賃貸借に係る契約については、購入に比べると実施割合が低い状況にあることから、環境配慮契約が未実施である理由を確実に把握するとともに、今後の環境配慮契約の推進に向け、普及啓発・情報提供を図るための基礎資料とする。

③ 産業廃棄物の処理に係る契約

平成 25 年度より新たな契約類型として追加された産業廃棄物の処理に係る契約の本格的な環境配慮契約の実施及びその契約締結実績の把握は平成 26 年度実績からとなっている。このため、平成 26 年度における契約締結実績を踏まえ、平成 27 年度の契約締結実績調査の内容について改善を図ることとしており、これまでの産業廃棄物の処理に係る契約において採用している裾切り方式の実施状況に加え、契約内容（単発／継続）、優良産廃処理業者認定制度の認定業者の参入状況、環境マネジメントシステムの認証内容等を把握し、制度の運用に当たって、改善・見直しの必要性を検討するための基礎資料とする。

また、併せて環境配慮契約の効果を把握するための指標・方法等について引き続き検討を実施するものとする。

（3）契約類型に関する情報把握・検討等

1.（2）の契約類型の追加・修正等に係る提案募集、発注側である国等の機関に対する調査結果、及び現在とりまとめを実施している「環境配慮契約に関する地方公共団体の取組状況結果」において把握した地方公共団体における先進的な環境配慮契約、さらに2月～3月にかけて実施する全国説明会における国等の機関からの要望等を参考として、契約類型に関する情報把握、見直し等に関する検討を実施するものとする。

3. 環境配慮契約の推進に関する事項

（1）環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析
- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算
- 環境配慮契約による中期的な環境負荷低減効果の見直しに関する検討の実施

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - ・ 平成 25 年度の専門委員会においてとりまとめられた地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策の着実な実施
 - ・ 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、導入促進方策の検討
- 環境配慮契約法基本方針に係る全国説明会の開催等
 - ・ 環境配慮契約に係る情報発信（説明会、各種会議体の活用等）
- 海外における国の率先的取組事例に係る情報収集
 - ・ 環境に配慮した電力の購入に関する取組等
 - ・ ESCO 事業を含む建築物の省エネルギー・低炭素化に関する取組等

4. 平成 28 年度における検討スケジュール

今後策定予定の地球温暖化対策計画及び政府実行計画、検討会における検討状況等を踏まえ、適宜変更するものとするが、現段階における平成 28 年度の環境配慮契約法基本方針の検討スケジュール（案）は、次頁のとおりである。

平成 28 年度環境配慮契約法基本方針検討スケジュール（案）

- 提案募集 5月～6月頃
- 基本方針検討会（第1回） 6月下旬～7月上旬
 - 環境配慮契約基本方針等の検討方針
 - 電力専門委員会における検討内容等
 - 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績等
 - 検討スケジュール
- 電力専門委員会（第1回） 7月上～中旬
- 電力専門委員会（第2回） 8月中～下旬
- 電力専門委員会（第3回） 10月上～中旬
- 基本方針検討会（第2回） 10月下旬～11月上旬
 - 環境配慮契約基本方針等の改定案中間とりまとめ
 - 電力専門委員会における検討結果
 - 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績等
 - 検討スケジュール
- パブリックコメント 11月上旬～12月上旬
- 基本方針検討会（第3回） 12月中～下旬
 - 環境配慮契約基本方針等の改定案
 - 平成 29 年度における検討方針・課題等
 - 検討スケジュール
- 基本方針閣議決定 2月上旬
- ※地方ブロック別説明会（8箇所） 2月上旬～3月下旬